

**畑作物の直接支払交付金（ゲタ）【国交付金】**

畑作物の直接支払交付金は、生産量（出荷・販売量）に応じて支払われる「数量払」と生産量が確定する前に作付面積に応じて支払われる「面積払」があります。

※「面積払」を受けた者において、「数量払」に該当する生産量が、地域の基準単収の2分の1に満たない場合、理由書の提出もしくは面積払交付金の返還となります。

- **対象作物** 小麦，二条大麦，六条大麦，大豆，そば，なたね  
（ビール用麦，黒大豆，種子用を除く）  
※ 令和4年度に品質・等級検査等を受け出荷・販売されるものに限る。
- **対象者** 令和4年6月末時点で以下の要件を満たす農業者
  - ・ 担い手（認定農業者，集落営農，認定新規就農者）として認定されている者および当年の10月1日時点での認定が確実である者。
- **交付単価** 20,000円／10a（そばは，13,000円／10a）
- **その他**
  - ・ 本交付金を希望する方は、「経営所得安定対策等交付金申請書」の提出が必要です。申請書は既に「水田作付実施計画書」と併せて配布しております。交付金を希望する方で交付申請書の配付を受けていない方はお申し出ください。
  - ・ 後日、「販売契約書（写し）」や「検査・販売伝票（写し）」等の関係書類の提出をお願いします。

**【畑作物の直接支払交付金のイメージ】**

(1) 数量払（品質区分に応じて増減）

対象作物	平均交付単価
小麦	6,710円／60kg
二条大麦	6,780円／50kg
六条大麦	5,660円／50kg
大豆	9,930円／60kg
そば	13,170円／45kg
なたね	8,000円／60kg

※ 小麦の平均交付金額は、パン・中華めん用品種（+2,300円／60kg）を含む単価

**【参考】地域の基準単収**

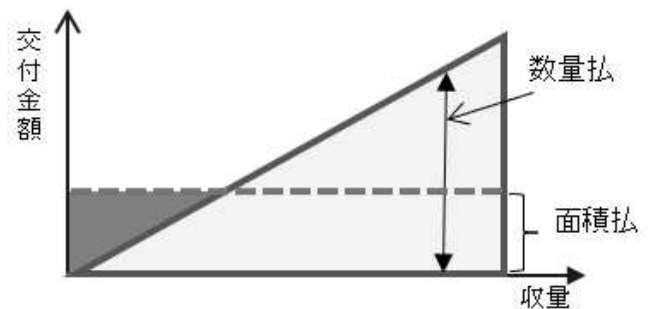
対象作物	基準単収
小麦	315 kg／10a
二条大麦	377 kg／10a
六条大麦	324 kg／10a
大豆	148 kg／10a
そば	85 kg／10a
なたね	45 kg／10a

(2) 面積払（当年産の作付面積に応じて交付）

20,000円／10a  
（そばについては，13,000円／10a）

※ 「面積払」（先払）で支払われた金額は，数量払の支払時に差し引かれる。

**<数量払と面積払のイメージ>**



裏面に続く ⇒

畑地と水田（※）の両方に対象作物を作付した場合に対象面積に応じて交付金を交付します。畑地のみの作付の場合は、対象となりませんのでご注意ください。

※ 水田 = 水田台帳（水田作付実施計画書）に登載されている水田

- **対象作物** 玉ねぎ、かんしょ  
※ 令和4年度に出荷・販売されるものに限る。
- **対象者** 市内在住又は市内に事業所がある農業者であり、令和4年6月末時点で、以下のいずれかの要件を満たす農業者。
  - ① 担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に認定されている者および当年の10月1日時点での認定が確実である者。
  - ② 対象作物を生産するための機械の共同利用組織（※）の構成員  
※ 人・農地プラン（中心経営体）に登載されている農業者を含む3名以上の組織（規約、機械利用規程等が整備されていること。）
- **対象農地** 宇都宮市内の農地または宇都宮市に隣接する市町の農地。
- **要件** 対象作物を畑地と水田で、合わせて10a以上作付すること。  
※ 畑地のみの作付の場合は対象となりません。
- **対象面積** 交付金の対象となる面積は畑地の作付面積を対象とする。  
ただし、機械の共同利用組織の構成員であり、担い手以外の方は、水田の面積も対象とします。
- **交付単価** 8,300円/10a
- **その他**
  - ・ 本交付金を希望する方は、「農業構造改革事業交付金交付申請書」の提出が必要です。申請書は既に「水田作付実施計画書」と併せて配布しております。交付金を希望する方で交付申請書の配付を受けていない方はお申し出ください。
  - ・ 後日、「販売伝票（写し）」等の関係書類の提出をお願いします。